

[議案第 3 2 号]

ひたちなか市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する
条例制定について

1 改正理由

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 7 6 号）の改正を踏まえ、必要な事項について改正を行おうとするものです。

2 改正内容

（１）子を養育する職員が時間外勤務の制限を請求する場合における子の範囲の拡大

現 行：「３歳に満たない子」のある職員

改正案：「小学校就学の始期に達するまでの子」のある職員

（２）介護離職防止のための仕事と介護の両立支援制度に関する周知等の措置を追加

- ① 職員が家族の介護に直面した旨を申し出た場合、仕事と介護の両立支援制度等を個別に周知し、意向を確認すること
- ② 仕事と介護の両立支援制度等に関して早期に情報提供すること
- ③ 研修等の開催、相談窓口の設置等、介護両立支援制度に係る職場環境を整備すること

3 施行日

令和 7 年 4 月 1 日

[議案第 34 号]

ひたちなか市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

令和 6 年は全国で 5 回の激甚災害が発生しており、また、令和 6 年 1 月に発生した能登半島地震においては、当市からも職員を派遣し、災害対応業務に従事しました。

国においては、異常な自然現象により災害が発生した現場（堤防、道路又は港湾施設等）で行う巡回監視、応急作業又は災害状況等の調査等の業務を対象として、従事する職員に災害応急作業等手当を支給することとされています。

これに関し、上記の業務のほか、地方公共団体の職員が避難所運営、家屋調査の業務に当たった場合についても、災害応急作業等手当の支給対象業務に該当しうる旨の通知が総務省から出されました。

これらの状況を鑑み、激甚災害等の災害対応業務に従事したときに支給する災害応急作業等手当について、本条例において特殊勤務手当の種類及び支給対象業務を定めている別表に追加する改正を行おうとするものです。

2 改正内容

特殊勤務手当に災害応急作業等手当を追加します。

※詳細は規則で規定します。

支給範囲

市内で災害応急作業等に従事した場合、発生した災害が激甚災害の場合のみ支給
市外で災害応急作業等に従事した場合、災害の規模は問わず、市外に派遣された場合に支給

支給額

840 円／日（国の規定に準拠）

3 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

[議案第 3 5 号]

ひたちなか市職員の旅費に関する条例等の一部を改正する条例制定について

1 改正理由

国家公務員等の旅費に関する法律（昭和 2 5 年法律第 1 1 4 号）の改正を踏まえ、必要な事項について改正を行うものです。

2 主な改正内容

(1) 旅費の種類及び旅費額の改正

① 廃止となるもの

- ア 車 賃 鉄道を除く陸路旅行について、1 キロメートル当たりの定額又は実費額により支給していたもの
- イ 日 当 旅行中の日数に応じ、1 日当たりの定額により支給していたもの
- ウ 食卓料 水路旅行及び航空旅行中の夜数に応じ、1 夜当たりの定額により支給していたもの

② 追加となるもの

- ア その他の交通費 バス代、タクシー代、レンタカー費用を実費で支給する。ただし、タクシー代及びレンタカー費用は公務のため特に必要とするものに限る。
- イ 宿 泊 手 当 宿泊を伴う旅行に必要な諸雑費に充てるための費用。支給額は、通常要する費用を勘案し規則※で規定する。（定額支給）
※1 夜につき 2,400 円
ただし、宿泊費に朝食及び夕食が含まれる場合は減額
- ウ 包 括 宿 泊 費 移動及び宿泊に対する一体の対価（パック旅行代）として支払われる費用。

③ 内容に変更があるもの

- ア 鉄 道 賃 急行や特別車両を利用する際の距離制限を廃止し、寝台料金を支給対象に追加する。運賃以外の料金は、公務のため特に必要とするものに限り距離に関係なく支給する。（実費支給）
- イ 宿 泊 料 宿泊費に名称を変更する。支給額が 1 3, 0 0 0 円の定額支給から上限付きの実費支給に変更となる。上限額は、地域の実情等を勘案し規則※で規定する。
※例：東京都 上限 19,000 円（一般職員の場合）

(2) その他

① 職員の区分を見直し、下記のとおり改正

- ・ 現 行：市長，副市長（教育長），一般の職員の 3 つ
- ・ 改正後：市長等（市長，副市長，教育長），一般の職員の 2 つ

3 適用日

令和 7 年 4 月 1 日

〔議案第 4 5 号〕

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例制定について

1 改正理由

刑法等の一部を改正する法律及び刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整理等に関する法律の施行により、令和 7 年 6 月 1 日から、懲役及び禁錮が拘禁刑に一本化されることから、懲役及び禁錮の字句を用いている関係条例について、これらの字句を拘禁刑に改めようとするものです。

2 主な改正内容

(1) 罰則を定めているもの

下記の条例において、「懲役」を科しているものについて、「拘禁刑」を科すよう改める改正を行う。

- a ひたちなか市行政不服審査法施行条例
- b ひたちなか市調査統計条例
- c ひたちなか市土砂等による土地の埋立て等の規制に関する条例
- d ひたちなか市土採取事業の規制に関する条例

(2) 資格要件（例：消防団員となるための要件）を定めているもの

下記の条例において、資格要件として、「禁錮」以上の刑に処せられていないことを規定しているものについて、「拘禁刑」以上の刑に処せられていないことに改める改正を行う。

- e ひたちなか市職員の給与に関する条例
- f ひたちなか市消防団条例
- g ひたちなか市非常勤消防団員に係る退職報償金の支給に関する条例

(参考)

【現行】

懲役：刑務作業の義務あり。
禁錮：刑務作業の義務なし。

【令和 7 年 6 月 1 日から】

拘禁刑：刑務所が、刑務作業を行わせるかどうかを受刑者ごとに決定する。また、受刑者の状態に応じて社会復帰のための更生プログラムを行う。

ひたちなか市新本庁舎建設 基本構想（素案）

2025（令和7）年2月

ひたちなか市

目 次

1	基本構想の検討経過と位置付け	1
1. 1	ひたちなか市役所本庁舎の概要	
1. 2	これまでの検討経過	
1. 3	基本構想の位置付け	
2	本庁舎の課題と建替えの必要性	6
2. 1	本庁舎の課題	
2. 2	建替えの必要性	
3	新本庁舎の基本理念と基本方針	10
3. 1	ひたちなか市を取り巻く環境	
3. 2	新本庁舎の基本理念	
3. 3	新本庁舎の基本方針	
3. 4	新本庁舎に求められる機能	
4	新本庁舎の整備方針	14
4. 1	新本庁舎の規模の考え方	
4. 2	新本庁舎の建設位置の考え方	
4. 3	新本庁舎の建物性能	
4. 4	新本庁舎建設の事業手法	
4. 5	事業費の考え方	
4. 6	財源の考え方	
5	今後の取り組み	19

1 基本構想の検討経過と位置付け

1. 1 ひたちなか市役所本庁舎の概要

○位置

ひたちなか市役所本庁舎（以下「本庁舎」という。）は市の人口重心（笹野第2公園付近：総務省統計局「各都道府県及び市区町村の人口重心」による）から西に約900mの場所に立地しており、JR常磐線勝田駅及びひたちなか海浜鉄道勝田駅から徒歩で約15分の距離となっています。



○建物の概要

本庁舎は7棟で構成され、総敷地面積は20,696㎡、総延床面積は14,232㎡となっています。行政棟が鉄筋コンクリート造、一部鉄骨造、厚生棟が鉄筋コンクリート造、一部木造、第2分庁舎が鉄骨造、第3分庁舎が鉄骨造、一部鉄筋コンクリート造で、それ以外の建物は鉄筋コンクリート造となっています。建築年数が一番経過している建物は1970（昭和45）年に建築された行政棟、議事堂棟及び厚生棟で、2024（令和6）年現在、築54年が経過しています。平成6年11月の合併当初は、旧勝田市及び旧那珂湊市の各庁舎を使用した分庁方式を採用していましたが、組織改編により行政運営のスリム化を図るとともに、段階的に分庁舎を建設し、第3分庁舎の建設による教育委員会の移転をもって、平成26年から本庁方式へ移行しています。

また、本庁舎では2024（令和6）年4月1日現在、696人の常勤職員（フルタイム会計年度任用職員を含む。）が勤務しています。

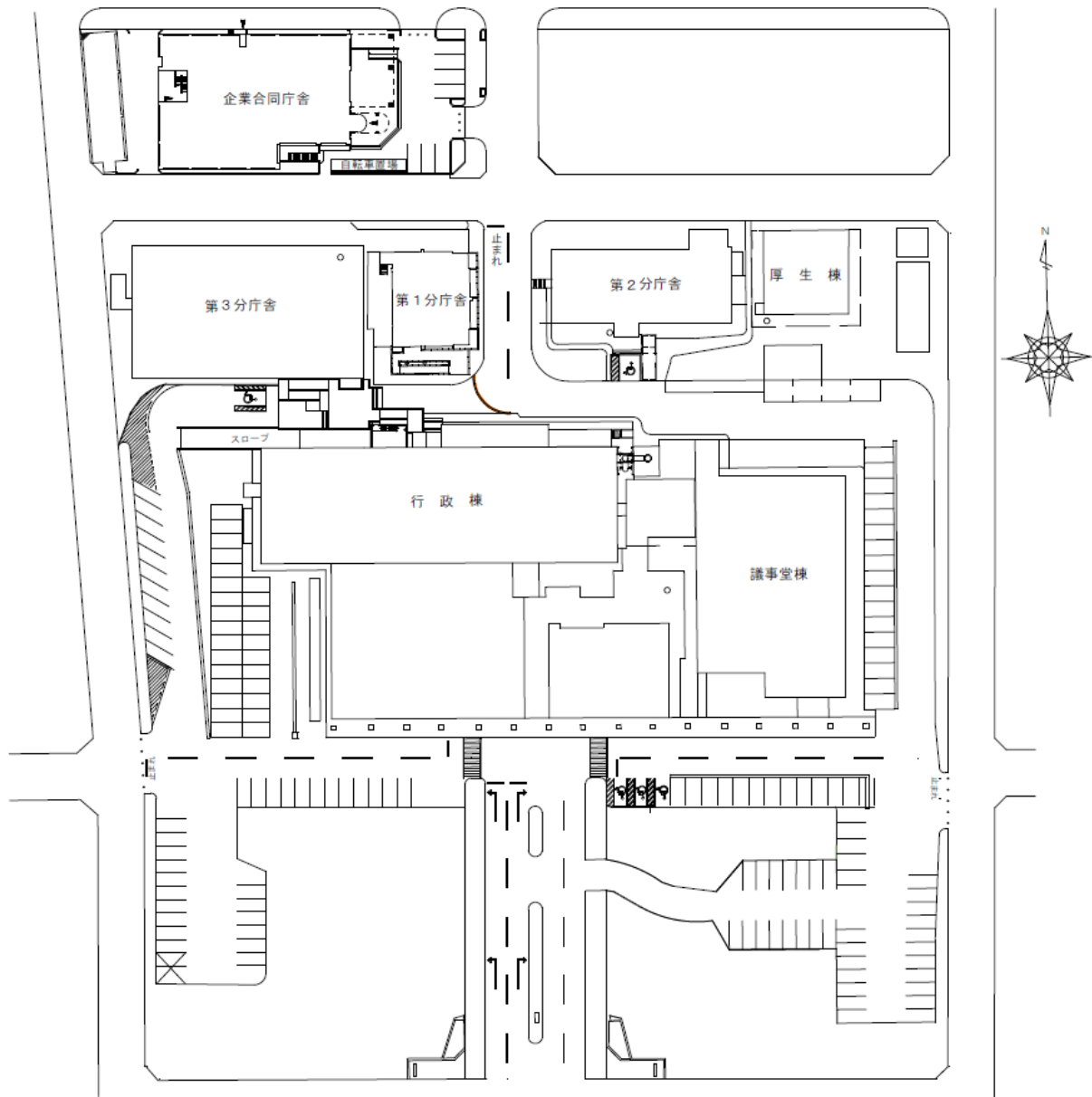
本庁舎建物の概要（2024（令和6）年現在）

建物名	建築年 (経過年数)	建物規模等	延床 面積	備考
行政棟	1970 (54年)	鉄筋コンクリート造 一部鉄骨造 地上3階 地下1階	4,783㎡	
議事堂棟	1970 (54年)	鉄筋コンクリート造 地上2階	1,754㎡	
厚生棟	1970 (54年)	鉄筋コンクリート造 一部木造 地上2階	356㎡	
企業合同庁舎	1983 (41年)	鉄筋コンクリート造 地上5階 地下1階	2,417㎡	借地
第1分庁舎	1983 (41年)	鉄筋コンクリート造 地上3階 地下1階	1,000㎡	
第2分庁舎	1995 (29年)	鉄骨造 地上3階	1,194㎡	
第3分庁舎	2014 (10年)	鉄骨造 一部鉄筋コンクリート造 地上3階	2,728㎡	
合計			14,232㎡	

○配置の状況

本庁舎の敷地は、ほぼ平坦な地形となっています。また、本庁舎に設けている来庁者用駐車場の台数は、156台となっています。

本庁舎建物の配置（2024（令和6）年4月1日現在）



本庁舎のフロア構成は次のとおりです。市民の利用頻度の高い窓口は、主に建物の1階に配置されています。

本庁舎のフロア構成（2024（令和6）年4月1日現在）

名称	階数	部署名
行政棟	3階	企画調整課、農政課、商工振興課、観光振興課、都市計画課、公園緑地課、建築指導課、区画整理事業課、農業委員会事務局、製図室
	2階	市長室、副市長室、応接室、秘書課、総務課、人事課、財政課、資産経営課、契約検査課、入札室、情報公開コーナー、第1・2会議室、電話交換室
	1階	広報広聴課、収税課、市民課、国保年金課、会計課、市民相談室、面談室、保健室、守衛室、上下水道窓口、ひたちなか市観光協会、銀行、売店
	地下	守衛室、機械室、書庫、倉庫、ひたちなか市職員組合

名称	階数	部署名
第1 分庁舎	3階	コンピューター室
	2階	デジタル推進課、プログラム室
	1階	スポーツ振興課、ひたちなか市スポーツ協会
	地下	倉庫
第2 分庁舎	3階	環境政策課、廃棄物対策課
	2階	市民活動課、女性生活課、男女共同参画センター、消費生活センター、生活安全課、面接室
	1階	市民税課、資産税課
第3 分庁舎	3階	教育長室、教育委員会事務局総務課、学校管理課、保健給食課、指導課、防災会議室1～3、面談室1・2
	2階	介護保険課、地域福祉課、障害福祉課、高齢福祉課、子ども政策課、子ども未来課、幼児保育課、面談室1～6
	1階	運転手控室、清掃員室、印刷室、機械室、倉庫、車庫
企業 合同 庁舎	5階	区画整理一課、区画整理二課、ひたちなか・東海広域事務組合施設課、第5会議室
	4階	河川課、監査委員事務局、東地区更生保護サポートセンター
	3階	下水道課、第3会議室
	2階	生活支援課、道路建設課、住宅課、打合せスペース1・2
	1階	道路管理課、第1会議室、第4会議室
	地下	機械室、倉庫
議事堂 棟	2階	議長室・副議長室、議会事務局、議場、傍聴席、各会派控室、応接室
	1階	第1～第4委員会室、全員協議会室、各会派控室
厚生棟	2階	休憩室
	1階	食堂（休止中）

1. 2 これまでの検討経過

行政棟、議事堂棟及び厚生棟の築年数が経過するなか、維持管理費や故障リスクの増大も課題となりつつある中で、築60年での建替えか、築80年までの使用を目指した大規模改修かを選択すべき時期が到来しつつありました。

2023（令和5）年2月には庁内の組織である「ひたちなか市新本庁舎建設検討委員会」を設置するとともに、2024（令和6）年7月には「ひたちなか市新本庁舎基本構想策定検討分科会」を設置し、「ひたちなか市新本庁舎建設基本構想」の策定に向けた検討を本格化しました。子育て世代や高齢者、障害者等の「クラスター別インタビュー」や「新本庁舎建設に向けた市民アンケート」、「来庁者出口インタビュー」を実施するとともに、市職員に対しても個人別、組織別にアンケートを実施することで、本庁舎の課題や新本庁舎への意見等の把握に努めながら検討を進め、基本構想を取りまとめてきました。

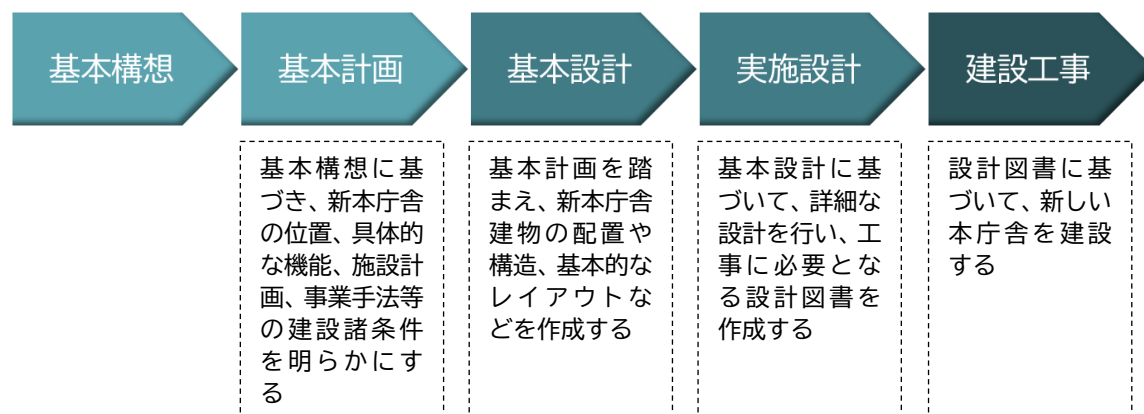
主な検討経過

年度	内容
2022(令和4)年度	・ひたちなか市新本庁舎建設検討委員会 設置 1回開催
2023(令和5)年度	・ひたちなか市新本庁舎建設検討委員会 1回開催 ・クラスター別インタビュー 6回実施 ・職員アンケート（個人対象） 実施
2024(令和6)年度	・ひたちなか市新本庁舎建設検討委員会 1回開催 ・ひたちなか市新本庁舎建設基本構想策定検討分科会 設置 3回開催 ・クラスター別インタビュー 3回実施 ・新本庁舎建設に向けた市民アンケート（LINE配信） 実施 ・新本庁舎建設に向けた市民アンケート（来庁者窓口） 実施 ・新本庁舎建設に向けた市民アンケート（市報掲載） 実施 ・来庁者出口インタビュー 実施 ・ひたちなか市議会常任委員会（総務生活委員会） 所管事項説明 実施 ・ひたちなか市議会改革調査推進特別委員会 新庁舎建設に係る議事堂の整備に関する提言 ・職員アンケート（組織別） 実施 ・ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案） 職員意見把握
2025(令和7)年度	・ひたちなか市新本庁舎建設検討委員会 ・ひたちなか市新本庁舎建設基本構想策定検討分科会 ・ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案） 議会意見把握 ・ひたちなか市議会常任委員会（総務生活委員会） 所管事項説明 ・ひたちなか市議会全員協議会 ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（案）説明 ・ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（案） パブリック・コメント

網掛け部は現時点での予定

1. 3 基本構想の位置付け

「ひたちなか市新本庁舎建設基本構想」は、新本庁舎建設の必要性から始まり、新本庁舎のコンセプトや概略規模、概算事業費といったプロジェクトの骨格を示すとともに、建設候補地や事業手法・発注方式の選択肢とその判断基準を整理し、今後の議論の礎として策定するものです。



2 本庁舎の課題と建替えの必要性

2. 1 本庁舎の課題

○課題1 本庁舎の分散化

行政需要の拡大に伴う職員の増員や平成6年11月の合併等により本庁舎で勤務する職員が増加したことに加え、本庁舎の敷地が第一種住居地域であり床面積3,000㎡以上の事務所を建設できないという用途制限があることから、制限の範囲内で段階的に分庁舎を建設してきました。市民の利用頻度の高い窓口は、主に建物の1階に配置しているものの、本庁舎自体が7棟に分散化していることから、手続きのため建物間の移動が必要になることも多く、利便性が損なわれています。

市職員についても、関連する部署が別々の建物に配置されていることから、事務手続きのために建物間を移動することが多く、業務が非効率となっています。さらには、建物の維持管理にかかる事務及び経費がそれぞれの建物で必要であり、建物の老朽化の進行も重なり、管理コストの増大を招いています。

これらの本庁舎の分散に係る課題は、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

「新本庁舎建設に向けた市民アンケート」や「来庁者インタビュー」※1等の結果から、市民が本庁舎の手続き・相談面で感じる課題について、次のような傾向が見られることが分かります。

※1 詳しくは、P ～ 参照（作成中）

○複数の建物をまわらなければならないと感じる市民が多い

市民アンケートや市民インタビュー等によると、「複数の建物を回らなければならない」と答えた人は、どの調査でも最も多くなっています。

	LINE配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
複数の建物を回らなければならない	351件（60%）	77件（38%）	84件（41%）
担当部署が分からない	212件（37%）	39件（19%）	38件（18%）
行きたい場所にたどり着けない	96件（17%）	13件（6%）	36件（18%）
1度で手続きが終わらない	161件（28%）	35件（17%）	12件（6%）
相談時のプライバシー確保が不十分	111件（19%）	9件（4%）	5件（2%）
子連れだと落ち着いて手続き等できない	108件（19%）	12件（6%）	3件（2%）
同じことを何度も書かされる	94件（16%）	15件（7%）	3件（2%）
待ち時間が長い	151件（26%）	26件（13%）	6件（3%）
手続きの所要時間が長い	116件（20%）	20件（10%）	4件（2%）
特になし	81件（14%）	51件（25%）	68件（33%）
その他	33件（6%）	3件（2%）	22件（11%）

「職員アンケート（組織別）」※2の結果から、職員が本庁舎で感じる課題について、次のような傾向が見られることが分かります。

※2 詳しくは、P ～ 参照（作成中）

○職員も建物の分散化について課題を感じている

職員からも建物の分散化について、以下のような意見が出されています。

- ・住所異動や戸籍の届出等の手続きの際、庁舎配置図を活用して案内しているものの、市役所の建物が複数あり、非常に分かりにくい。
- ・車いすを利用している市民から、各建物への移動が大変との話を聞いたことがある。そのため、建物は分散しておらず、一つの建物に収まっている（横ではなく縦に広くする）とよい。

○課題2 バリアフリー対応の限界

本庁舎には、昇降機やスロープなどを設置しているものの、全体でみると段差のある場所が多数存在することやスロープの位置が階段から離れた場所にあるため遠回りを強いる場所があるなど、車いす利用者や高齢者、障害者等、様々な方に配慮した設備・機能が十分ではありません。

バリアフリーの概念や授乳室、多言語表記等、現代の公共施設に求められる機能について、市民ニーズが多様化する以前に設計された建物では、改修等での対応に限界があります。

【障害者へのインタビューで聞かれた声】

- ・ 障害者は障害年金との関係も深いため、**国保年金課と障害福祉課を行き来することが多く**、両課が別棟にあることが不便。車いす利用者が、現在の年金係窓口から第3分庁舎に向かう場合、1度市民ホール方向に行かなければならないため、そこにも不便を感じる。
- ・ 行政棟前の駐車場へのスロープが出入口から遠くて不便。加えて、**スロープ出口がすぐ道路となっているため危ない**。

「新本庁舎建設に向けた市民アンケート」や「来庁者インタビュー」等の結果から、市民が本庁舎の設備面で感じる課題について、次のような傾向が見られることが分かります。

○バリアフリーへの配慮について課題を感じる市民が多い

市民アンケートや市民インタビュー等によると、本庁舎の設備面で考える課題として、「トイレが狭く、数も足りない」や「バリアフリーへの対応が不十分」と答えた人が多くいます。

	LINE 配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
バリアフリーへの対応が不十分	255件 (44%)	40件 (20%)	66件 (32%)
待合スペースや通路が狭い	202件 (35%)	26件 (13%)	14件 (7%)
トイレが狭く、数も足りない	278件 (48%)	43件 (21%)	32件 (16%)
乳幼児用の設備が足りない	147件 (25%)	17件 (8%)	8件 (4%)
照明が暗い、空調の効きがよくない	292件 (50%)	27件 (13%)	12件 (6%)
防災拠点としての機能が不十分	191件 (33%)	28件 (14%)	4件 (2%)
交流・活動できる場所がない	113件 (19%)	8件 (4%)	1件 (1%)
気軽に休憩できる場所がない	237件 (41%)	36件 (18%)	8件 (4%)
駐車場・駐輪場が足りない	242件 (42%)	57件 (28%)	65件 (32%)
特になし	40件 (7%)	56件 (28%)	32件 (16%)
その他	42件 (7%)	9件 (4%)	19件 (9%)

○課題3 災害時における業務継続性と老朽化の懸念

鉄筋コンクリート構造の物理的耐用年数は、約 50～80 年（代表値 60 年）（日本建築学会刊行物「建築物の耐久計画に関する考え方」による）とされており、行政棟、厚生棟及び議事堂棟については、物理的耐用年数の代表値 60 年まで6年となっています。

旧耐震基準（新耐震基準が適用された 1981（昭和 56）年以前）で建設された行政棟及び議事堂棟のうち議事堂棟に着目すると、2011（平成 23）年の東日本大震災時においても構造的に耐えはしましたが、2022（令和 4）年度から 2023（令和 5）年度に実施した建物の劣化状況調査の結果によれば、コンクリートの中性化の進行が指摘されており、長期的な使用について課題を抱えています。また、行政棟についても、国土交通省による「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示される

「災害時の避難施設や防災拠点となる建物」としての機能、さらには「大地震直後においても事業を継続し災害対策の指揮及び情報伝達等を行う災害対応拠点となる建物」としての機能を確保するためには、さらに高いレベルの耐震性能が求められます。

このほか、老朽化により修繕を要する設備が多く、耐用年数を経過している設備機器も散見されます。耐用年数を経過し老朽化した設備機器は、故障頻度が高くなるとともに、修繕範囲が拡大することで維持管理費が増大しています。

建物・設備の老朽化が進む中で、本庁舎としての機能を経済性にも留意しながら維持していくための対応が求められます。

○課題4 本庁舎の狭隘化

通路が狭く車いす利用者などが通りにくくなっているほか、窓口はスペースやパーテーションなどの設備も十分確保されておらず、プライバシーの保護が課題となっています。また、職員の執務スペースは狭く、書類の保管スペースや物品、資機材の保管場所も不足しています。会議や打ち合わせ、面談等のために必要な会議室や相談室は常時不足しており、必要なときに利用できないこともあります。

職員の執務スペースの狭隘化については、文書の削減や物品・資機材の整理等で一部解消することは可能と考えられますが、通路や窓口などを含めた本庁舎空間の狭隘化については、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

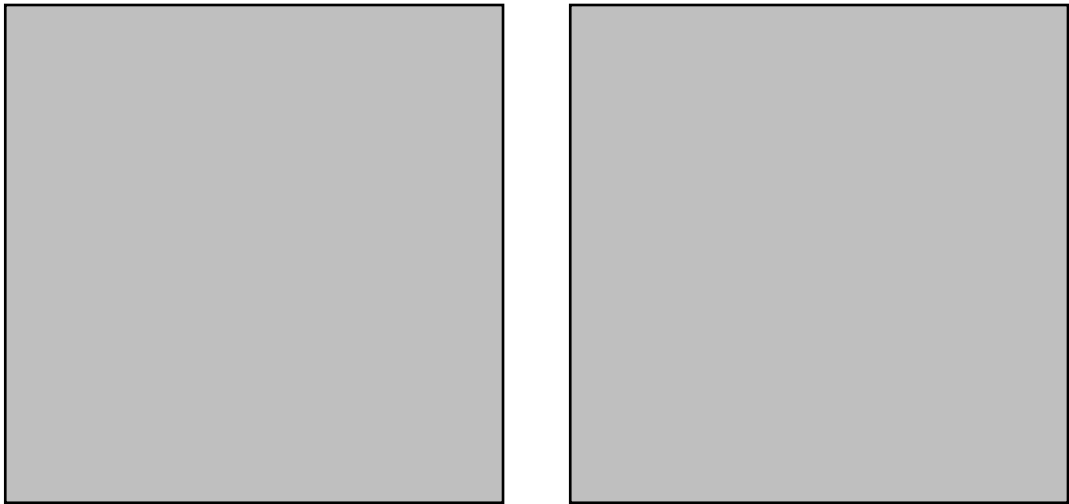
「職員アンケート（組織別）」の結果から、職員が本庁舎で感じる課題について、次のような傾向が見られることが分かります。

○打合せスペースや面談スペース等の数の不足を課題にあげる職員が多い

打合せ・面談・相談スペース数の不足が最も多く、業務遂行にあたり支障をきたしていることが伺えます。

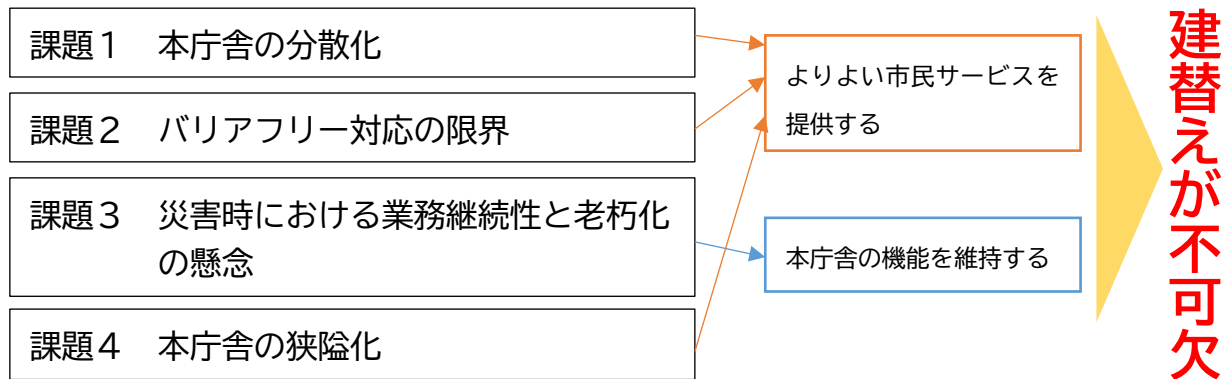
小分類	主な意見
打合せ・面談・相談スペース数 (44件)	・ 窓口に仕切りがなく個人情報の聞き取りに神経を使うため、プライバシーに配慮した窓口設備が必要。 ・ 子どもをあやしながら手続きができるよう、窓口とキッズスペースが一体となった設備が必要。 ・ 打合せスペースが少ないため、小規模な打合せスペースが必要。 ・ 職員との個別面談時のプライバシーを確保するため、他の職員が気にならないようなスペースが必要。

狭い執務室の写真を後日挿入する予定



2. 2 建替えの必要性

前述の「課題1 本庁舎の分散化」や「課題2 バリアフリー対応の限界」で示したように、実際に来庁した多くの市民が課題を感じています。また、「課題3 災害時における業務継続性と老朽化の懸念」にあるように、一部の建物では長期的な使用について課題を抱えていることに加え、「課題4 本庁舎の狭隘化」を加えた4つの課題を同時に解決するためには、本庁舎の建替えが不可欠です。

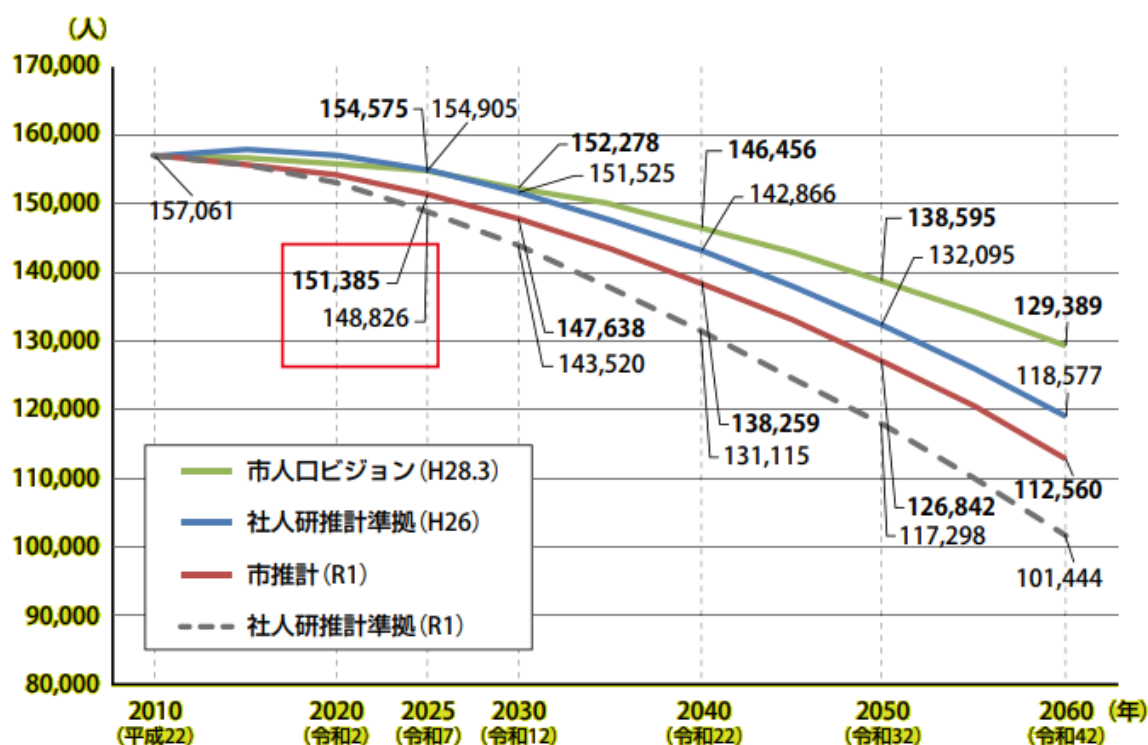


3 新本庁舎の基本理念と基本方針

3. 1 ひたちなか市を取り巻く環境

○人口構造の変化

ひたちなか市の人口は減少を続け、市の推計では2030（令和12）年には約14万7千人、2060（令和42）年には約11万2千人になると見込まれます。各推計の中で、最も人口が減少する「社人研推計(R1)」では、2060（令和42）年の高齢化率は約40%になると予想されており、人口構造が変化することで、本庁舎における市民サービスのニーズや利用形態も変化する可能性があります。



○デジタル化の進展に伴う社会変化

「ひたちなか市デジタル化推進指針（令和4年2月策定）」に基づき、「ひたちなか市デジタル化推進アクションプラン」や「ひたちなか市行政手続きのオンライン化の方針」を策定し、市民サービスや行政サービス等のデジタル化に取り組んでおり、デジタル化は一層進展するものと考えられます。

また、職員の業務でみると、近年ではWEBでの会議や研修の増加やテレワークの実施等、より働き方が多様化していくものと考えられます。

【来庁者インタビューで聞かれた声】

- ・可能な限り電子化してほしい。
- ・同じような書類を毎回紙で提出している。行かずに済むならいい。
- ・自動化可能なものは、機械化してもよいと思う。24時間対応してほしい。

○ひたちなか市第3次エコオフィス計画

2030（令和12）年度までに温室効果ガスの排出量を、2013（平成25）年度比で約50%削減することを目標とする「ひたちなか市第3次エコオフィス計画」を策定し、「照明のLED化」「施設の省エネ機能の向上」「太陽光発電施設の設置検討」に重点的に取り組むことなど、目標達成に向けた施策を掲げています。そのため、本庁舎の建替えは、カーボンニュートラルの実現に貢献できるように、環境への配慮について検討する必要があります。

【市民アンケートから見る本庁舎の利用実態】

「新本庁舎建設に向けた市民アンケート」や「来庁者インタビュー」等の結果から、市民の来庁回数や来庁目的について、以下のような傾向が見られることが分かります。

○多くの人は年に1回以上本庁舎を利用する

1年間で1度も来庁しない人が10%程度となっており、多くの人は1年のうち1回は来庁しています。来庁した人の来庁回数を見ると、どの調査でも「2～3回」が最も多くなっています。

本庁舎の来庁回数（1年間）

	LINE配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
0回	58件（10%）	15件（7%）	10件（5%）
1回	69件（12%）	40件（20%）	40件（19%）
2～3回	226件（39%）	68件（34%）	56件（27%）
4～5回	124件（21%）	31件（15%）	31件（15%）
6～9回	35件（6%）	12件（6%）	16件（8%）
10回以上	69件（12%）	35件（17%）	46件（22%）

○住民登録、印鑑登録、マイナンバーなどの手続きで来庁する人が多い

どの調査でも「住民登録、印鑑登録、マイナンバー」の手続きで来庁された人が最も多くなっています。また、「公的医療保険、マル福、年金」「福祉」「子育て」の福祉関係の手続きや「税金」の手続きで来庁された人も多くなっています。

来庁の用件

	LINE配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
住民登録、印鑑登録、マイナンバー	358件（62%）	111件（56%）	87件（42%）
公的医療保険、マル福、年金	156件（27%）	51件（25%）	24件（12%）
税金	99件（17%）	27件（13%）	15件（7%）
福祉	74件（13%）	35件（17%）	16件（8%）
子育て	107件（18%）	25件（12%）	16件（8%）
教育	25件（4%）	1件（1%）	3件（2%）
自治会、コミュニティ、地域活動	30件（5%）	5件（3%）	4件（2%）
都市計画、建築、公園	20件（4%）	22件（11%）	5件（2%）
道路、河川、下水道	26件（5%）	33件（16%）	1件（1%）
農業、商工観光	14件（2%）	9件（4%）	1件（1%）
環境政策、ごみ処理、住環境	28件（5%）	12件（6%）	6件（3%）
議会	6件（1%）	2件（1%）	0件（0%）
その他	79件（14%）	30件（15%）	75件（36%）

○1つの建物で用事が済むことが重要と考える人が多い

新本庁舎での手続き・相談面については、どの調査でも「1つの建物で用事が済む」を重要だと思う人が最も多くなっています。「目的の場所にすぐたどり着く」も多くなっていることから、多くの人が手続きで利用する窓口については、集約する方がよいと考えられます。

また、「1度で手続きが終わる」「待ち時間なく手続き・相談ができる」「手続き・相談が素早く簡単にできる」「役所に行かずに手続き・相談ができる」も多く、業務の効率化やデジタル化への対応が求められています。

新本庁舎での手続き・相談面で重要だと思うこと

	LINE配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
1つの建物で用事が済む	276件 (48%)	108件 (53%)	86件 (41%)
目的の場所にすぐたどり着く	141件 (24%)	50件 (25%)	42件 (20%)
1度で手続きが終わる	136件 (23%)	56件 (28%)	25件 (12%)
相談時にプライバシーが確保される	74件 (13%)	17件 (8%)	8件 (4%)
子連れでも安心して手続き等ができる	91件 (16%)	25件 (12%)	12件 (6%)
待ち時間なく手続き・相談ができる	92件 (16%)	39件 (19%)	14件 (7%)
手続き・相談が素早く簡単にできる	141件 (24%)	48件 (24%)	14件 (7%)
役所に行かずに手続き・相談ができる	97件 (17%)	37件 (18%)	12件 (6%)
特になし	21件 (4%)	7件 (3%)	38件 (18%)
その他	12件 (2%)	0件 (0%)	18件 (9%)

○「誰もが利用しやすい」「災害時の拠点となる」「建設費や維持管理費をなるべく抑える」の順番で重要と考える人が多い

新本庁舎の設備面については、どの調査でも「誰もが利用しやすい」を重要だと思う人が最も多くなっています。2番目に多いのは「災害時の拠点となる」、3番目に多いのは「建設費や維持管理費をなるべく抑える」であり、この順番は、どの調査でも同じとなっています。

新本庁舎での設備面で重要だと思うこと

	LINE配信アンケート	来庁者窓口アンケート	来庁者出口インタビュー
誰もが利用しやすい	343件 (59%)	114件 (56%)	67件 (33%)
災害時の拠点となる	272件 (47%)	76件 (37%)	30件 (15%)
環境に配慮している	66件 (11%)	32件 (16%)	6件 (3%)
緑が茂り、憩いの場となる	83件 (14%)	26件 (13%)	11件 (5%)
市民が活動できる場所がある	64件 (11%)	17件 (8%)	9件 (4%)
市のシンボル、待ちの賑わいに役立つ	119件 (21%)	26件 (13%)	8件 (4%)
最低限の事務所機能を備えている	74件 (13%)	21件 (10%)	16件 (8%)
建設費や維持管理費をなるべく抑える	147件 (25%)	39件 (19%)	24件 (12%)
特になし	8件 (1%)	14件 (7%)	19件 (9%)
その他	16件 (3%)	7件 (3%)	32件 (16%)

3. 2 新本庁舎の基本理念

本庁舎の課題や市を取り巻く環境等を踏まえ、目指す本庁舎の姿について検討しました。また、市民アンケートや職員アンケートの結果等を踏まえ、新本庁舎の基本理念を次のとおりとします。

基本理念

利用しやすく 災害に強い 機能的な庁舎

3. 3 新本庁舎の基本方針

新本庁舎の基本理念や議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、具体的な新本庁舎の基本方針を以下のとおりとします。

基本方針1 誰もが利用しやすく、市民サービスを円滑に提供できる庁舎

- ・手続きや相談にくる方が利用しやすい窓口を目指します。
- ・誰もが訪れやすい庁舎を目指します。

基本方針2 災害時の拠点となり、市民の安全・安心を守る庁舎

- ・高い耐震性能を確保できる構造とします。
- ・災害時に、市民の安全・安心を守る司令塔として機能する庁舎とします。

基本方針3 将来の変化にも対応する、効率的で効果的な庁舎

- ・様々な時代の変化に対応できる空間・設備を導入し、柔軟でありながらも機能性の高い庁舎を目指します。
- ・ライフサイクルコストを縮減しつつも、耐久性に優れた庁舎を目指します。

基本方針4 環境にやさしく、働きやすい庁舎

- ・省資源、省エネルギー対策に配慮した庁舎を目指します。
- ・適正な執務空間を確保するとともに、高いセキュリティ機能を備えた庁舎を目指します。

基本方針5 未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎

- ・整備費用や市民の利便性を考慮し、議事堂は本庁舎と一体的に整備します。
- ・誰もが利用しやすい議事堂を目指します。

3. 4 新本庁舎に求められる機能

基本理念及び基本方針を具体化するための新本庁舎に求められる機能については、今後、基本計画の段階、設計の段階において、具体的に検討をしていきます。

4 新本庁舎の整備方針

4. 1 新本庁舎の規模の考え方

新庁舎の規模は、職員の人数や議員定数、現在分散している行政機能の統合の有無、新本庁舎に設ける機能等を考慮しながら求めていく必要があります。

以下では、総務省の旧地方債同意等基準（平成 22 年度）の考え方を踏まえ、目安となる新本庁舎の延床面積について整理します。なお、面積の算定にあたっては、(a)本庁舎に勤務する職員数を基準とした場合と、市の行政機能の統合を検討するため、(b)本庁舎に勤務する職員数に加え、生涯学習課、健康推進課、水道事業所（浄水場を除く）及び青少年課の職員数を加えた職員数（以下「行政機能を統合した際の職員数」という。）を基準とした場合を示します。

○算定条件

- ・総務省の旧地方債同意等基準（平成 22 年度）に基づき標準的な諸室の面積を算定し、それに同基準の対象外となる防災会議室、多目的スペース等の面積を加えて、本庁舎全体の想定面積を試算します。
- ・基準となる職員数は、2024（令和 6）年 4 月 1 日時点の職員数とします。
- ・算定に用いる職員数については、暫定再任用職員も一般職員に含めることとします。また、会計年度任用職員については、通年で任用する者を対象とします。
- ・議員数は、ひたちなか市議会議員定数条例で定める 2024（令和 6）年 4 月 1 日時点の議員定数 25 名として算定します。

基準となる職員数

職層	(a)本庁舎に勤務する職員数を基準とした場合	(b)行政機能を統合した際の職員数を基準とした場合
特別職	3	4
部長級	11	11
副部長級	13	15
課長級	46	51
課長補佐級	83	92
係長級	172	193
一般職員※1	375	410
会計年度任用職員	164	206
計	867	982

※1 非常勤暫定再任用職員を含む。

○規模の算定

(a)本庁舎に勤務する職員数を基準とした場合

・基準に基づく面積

区分	積算根拠				面積[m ²]
	職層	換算率	職員数[人]	換算職員数[人]	
(1)事務室	特別職	20	3	60	5,989.50
	部長級	9	11	99	
	副部長級※ ¹	5	13	65	
	課長級	5	46	230	
	課長補佐級	2	83	166	
	係長級※ ¹	1	172	172	
	一般職員	1	375	375	
	会計年度任用職員	1	164	164	
	計	-	867	1,331	
	4.5 m ² ×1,331 人（換算職員数）				
(2)倉庫	事務室面積の 13%				778.63
(3)付属室※ ²	7 m ² ×867 人				6,069.00
(4)交通部分※ ³	(1)～(3)の各室面積合計の 40%				5,134.85
(5)車庫※ ⁴	1 台につき 50 m ² （地下駐車場）				0
(6)議事堂	35 m ² ×25 人（議員定数）				875.00
小計					18,846.98
付加機能※ ⁵	人口が近い自治体を参考に算出				2,601.25
合計					21,448.23

※¹ 換算率は、現状にあわせて副部長級の数値「9」を課長級に相当する「5」とし、係長級「2」を一般職員に相当する「1」とする。

※² 会議室、電話交換室、便所・洗面所、その他諸室をいう。

※³ 玄関、廊下、階段等をいう。

※⁴ 現時点では想定が難しいことから0 m²とする。

※⁵ 防災会議室・備蓄倉庫、総合案内、待合空間、相談室、授乳室・キッズスペース、多目的スペース、総合情報コーナー、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社上下水道窓口をいう。

(b)行政機能を統合した際の職員数を基準とした場合

・基準に基づく面積

区分	積算根拠				面積[m ²]
	職層	換算率	職員数[人]	換算職員数[人]	
(1)事務室	特別職	20	4	80	6,759.00
	部長級	9	11	99	
	副部長級 ^{※1}	5	15	75	
	課長級	5	51	255	
	課長補佐級	2	92	184	
	係長級 ^{※1}	1	193	193	
	一般職員	1	410	410	
	会計年度任用職員	1	206	206	
	計	-	982	1502	
	4.5 m ² ×1,502 人（換算職員数）				
(2)倉庫	事務室面積の13%				878.67
(3)付属室 ^{※2}	7 m ² ×871 人				6,874.00
(4)交通部分 ^{※3}	(1)～(3)の各室面積合計の40%				5,804.66
(5)車庫 ^{※4}	1 台につき 50 m ² （地下駐車場）				0
(6)議事堂	35 m ² ×25 人（議員定数）				875.00
小計					21,191.33
付加機能 ^{※5}	人口が近い自治体を参考に算出				2,601.25
合計					23,792.58

※¹ 換算率は、現状にあわせて副部長級の数値「9」を課長級に相当する「5」とし、係長級「2」を一般職員に相当する「1」とする。

※² 会議室、電話交換室、便所・洗面所、その他諸室をいう。

※³ 玄関、廊下、階段等をいう。

※⁴ 現時点では想定が難しいことから0 m²とする。

※⁵ 防災会議室・備蓄倉庫、総合案内、待合空間、相談室、授乳室・キッズスペース、多目的スペース、総合情報コーナー、ひたちなか市生活・文化・スポーツ公社上下水道窓口をいう。

○規模算定の結果

総務省の旧地方債同意等基準（平成 22 年度）の考え方を踏まえると、新本庁舎の延床面積は、新本庁舎単体として約2万1千m²～2万4千m²が1つの目安となります。この数値は、現段階での目安の数値です。

また、ひたちなか市公共施設等総合管理計画では、公共施設等保有量の適正化を基本方針に掲げ、公共施設の集約・複合化や多機能化を検討し、施設保有量の適正化を図ることが示されています。集約・複合化や多機能化する際には、規模がより大きくなることが想定されます。

以上を踏まえ、今後、基本計画の段階、設計の段階において、具体的に検討をしていきます。

4. 2 新本庁舎の建設位置の考え方

新本庁舎の建設位置については、市民の利便性、安全性、経済性、まちづくりの視点等を総合的に考慮しながら判断していく必要があります。

○建設位置

将来の人口減少、税収減等を見据えると、より効率的で効果的な行政経営が求められることから、市が所有する土地や施設の有効活用なども考慮することが重要となります。具体的な建設位置は、基本計画の策定段階において検討を行い、決定します。

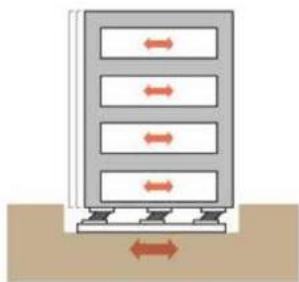
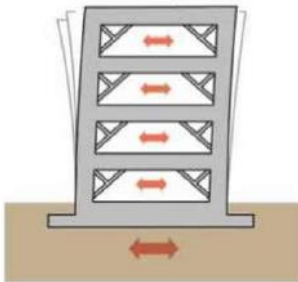
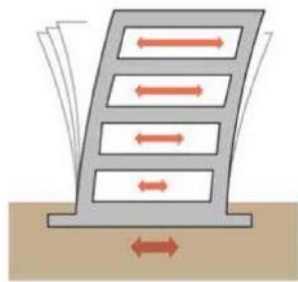
○建設に必要な面積

新本庁舎の建替えに必要な面積は、用途地域によって異なります。例えば、延床面積 22,000 m² の新本庁舎を容積率 200%、建ぺい率 60%が設定された地域に建設すると仮定した場合、最低でも 11,000 m² の敷地面積が必要となります。そのため、どの程度の広さが必要なのかについては、現時点で求めることは難しくなっています。

4. 3 新本庁舎の建物性能

災害時の拠点となるにふさわしい、高い耐震性能を備えた本庁舎を整備します。

耐震性能を実現するためには、免震構造、制震構造、耐震構造の3つの方法があります。これらの方法について、引き続き、基本計画の段階で検討していきます。

免震構造	制震構造	耐震構造
地震の揺れを受け流し直接的な揺れを伝えない工法	地震の揺れを吸収して振動を抑える工法	地震の揺れに耐えるように建物自体の強度を上げる工法
		
建物と基礎の間に「免震装置」を組み込んで、建物を地盤から切り離すことで地震の揺れに対して建物が基礎の上で動ける状態になり、建物に地震の揺れが伝わりにくくなります。 これにより、建物の変形・損傷、建物内の被害を大きく軽減できるので、発災後も使用し続けることができます。	建物の内部にダンパーなどの「振動低減装置」を組み込み、建物に伝わった地震の揺れを吸収する構造です。 耐震構造と比べると建物の変形や損傷は軽減され、上の階ほど揺れも抑えられますが、免震構造と比べるとダイレクトに揺れが伝わるため、家具転倒などが起こりやすいと考えられています。	一番多くの建物で採用されている工法で、地震が起きたときに、建物が倒壊せず、人が避難できることを前提とした構造です。 建物が倒壊しないことを目的とした工法ですので、地震の揺れはダイレクトに建物に伝わります。そのため、補強した以上の大きな揺れに見舞われた場合は、建物・躯体が損傷することがあります。

4. 4 新本庁舎建設の事業手法

公共施設の建設に係る事業手法は、従来方式に加え、近年、公民連携手法が取り入れられています。代表的な事業手法は次のとおりです。

新本庁舎建設の事業手法については、基本計画の段階において、各事業手法の特徴を踏まえ、コスト、市の意向反映、事業期間、職員負担、リスク管理等の視点から検討を行い、決定します。

方式	概要
従来方式	公共が起債や補助金等により自ら資金調達し、設計、建設、維持管理及び運営等の業務について、業務ごとに民間事業者へ請負・委託契約として発注する方式。
E C I (Early Contractor Involvement)方式	設計段階の技術協力実施期間中に施工の数量・仕様を確定した上で工事契約をする、設計段階から施工者が関与する方式。
D B (Design Build)方式	公共が資金調達し、公共が所有権を有したまま、施設の設計・建設を民間事業者へ包括的に請け負わせ、維持管理及び運営等は別途業務毎に民間事業者へ包括契約として発注する方式。
D B O (Design Build Operate)方式	公共が資金調達し、公共が所有権を有したまま、施設の設計・建設、維持管理を民間事業者へ包括的に委託する方式。
リース方式	民間事業者が資金調達したうえで設計、建設を行い、公共が施設を長期リースする方式。施設の所有は民間事業者であるが、建物全体を公共がリースすることから、建物の賃貸借契約となる。維持管理及び運営は、民間事業者への委託契約となるが、この契約については別途の契約とする場合と一体の契約とする場合とがある。また、リース期間終了後は、施設の所有権を公共に移転する方式が多く採用されている。
P F I (Private Finance Initiative)方式	公共事業を実施するための手法の一つ。民間の資金と経営能力・技術力（ノウハウ）を活用し、公共施設等の設計・建設・改修・更新や維持管理・運営を行う公共事業の手法。
B T O (Build Transfer Operate)方式	民間事業者が資金調達・建設を行い、建設した直後に建物の所有権を自治体等に移転し、その後、契約に基づき民間事業者が維持管理・運営を行う方式。
B O T (Build Operate Transfer)方式	民間事業者が資金調達・建設・維持管理・運営を行い、契約期間終了後に建物の所有権を自治体等に移転する方式。

4. 5 事業費の考え方

事業費は、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの建物構造や耐震に関する構造手法によって変わります。社会情勢の変化等により変動する可能性もあることから、今後、基本計画の段階、設計の段階において求めていきます。

4. 6 財源の考え方

新本庁舎建設に係る財源は、庁舎建設基金を基本とし、これに加えて補助金や地方債などの活用を検討します。今後、基本計画の段階で、具体的な機能や規模を検討し、事業費の算定及び必要な財源の確保について具体的な財政計画の策定を行います。

5 今後の取り組み

市の上位計画であるひたちなか市第4次総合計画が2026（令和8）年度に始まることから、本基本構想の内容を第4次総合計画に位置付けていきます。

また、今後の取り組みとしては、2026（令和8）年度に基本計画に着手し、新本庁舎の建設位置や事業手法等について決定します。その後、設計に着手し、本庁舎が築60年を迎える2030（令和12）年度を目標に新本庁舎の建設に取り組んでいきます。

ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案）の概要

1 本庁舎の課題と建替えの必要性

新本庁舎建設の検討を始めるにあたり、市民へのインタビューやアンケート、職員へのアンケート等を行うことにより、現状と課題について明らかにしてきました。

2023(令和4)年度～ 2024(令和6)年度	・ クラスター別インタビュー 9回実施 ・ 新本庁舎建設に向けた市民アンケート（LINE配信、来庁者窓口、市報掲載） 実施 ・ 来庁者出口インタビュー 実施 ・ 議会常任委員会（総務生活委員会） 所管事項説明 実施 ・ 議会改革調査推進特別委員会 新庁舎建設に係る議事堂の整備に関する提言 ・ 職員アンケート（個人対象） 実施 ・ 職員アンケート（組織別） 実施
-----------------------------	---

上記の調査を踏まえると、本庁舎の課題は次の4つに整理されます。

○課題1 本庁舎の分散化

- ・ 本庁舎自体が7棟に分散化していることから、市民や職員の利便性が損なわれています。
- ・ 建物の維持管理にかかる事務及び経費がそれぞれの建物で必要になります。
- ・ 本庁舎の分散に係る課題は、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

○課題2 バリアフリー対応の限界

- ・ 車いす利用者や高齢者、障害者等、様々な方に配慮した設備・機能が十分ではありません。
- ・ 市民ニーズが多様化する以前に設計された本庁舎では、改修等での対応に限界があります。

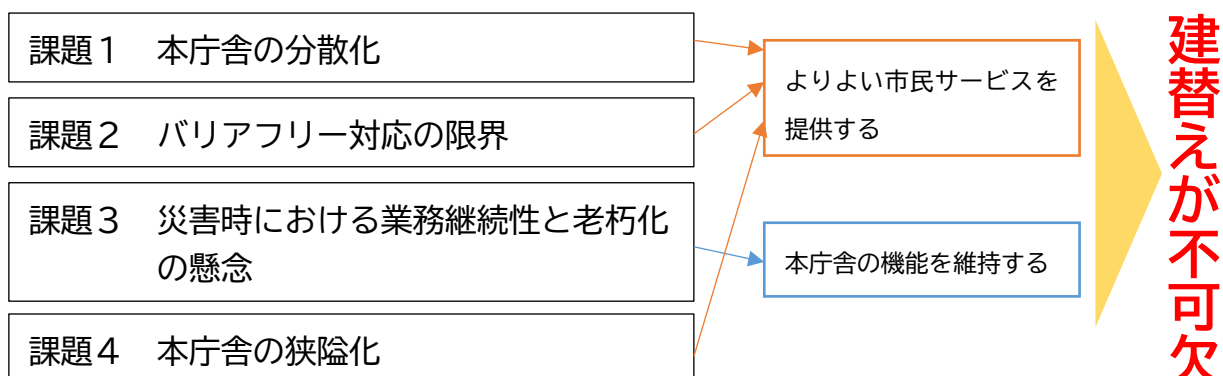
○課題3 災害時における業務継続性と老朽化の懸念

- ・ 議事堂棟は、長期的な使用について課題を抱えています（劣化状況調査の結果による）。
- ・ 行政棟は、業務継続性を強化するため、高いレベルの耐震性能が必要です。

○課題4 本庁舎の狭隘化

- ・ 通路は狭く車いす利用者等が通りにくく、窓口はプライバシーの保護が十分ではありません。
- ・ 職員の執務スペースは狭く、書類等の保管場所も不足しています。
- ・ 通路や窓口などを含めた空間の狭隘化は、本庁舎の建替え以外に根本的な解決は困難です。

これらの課題を同時に解決するためには、本庁舎の建替えが不可欠です。



2 新本庁舎の基本理念

本庁舎の課題や各種アンケート結果等を踏まえ、新本庁舎の基本理念を次のとおりとします。

利用しやすく 災害に強い 機能的な庁舎

3 新本庁舎の基本方針

基本理念や議会改革調査推進特別委員会からの提言を踏まえ、新本庁舎の基本方針を以下のとおりとします。

- ①誰もが利用しやすく、市民サービスを円滑に提供できる庁舎
- ②災害時の拠点となり、市民の安全・安心を守る庁舎
- ③将来の変化にも対応する、効率的で効果的な庁舎
- ④環境にやさしく、働きやすい庁舎
- ⑤未来につながる機能的な議事堂を備えた庁舎

4 新本庁舎の規模の考え方

新本庁舎の規模は、職員の人数や議員定数、現在分散している行政機能の統合の有無、新本庁舎に設ける機能等を考慮しながら求めていく必要があります。また、公共施設の集約・複合化や多機能化を図る際には、規模がより大きくなることが想定されます。今後、基本計画の段階、設計の段階で具体的に検討を行います。

5 新本庁舎の建設位置の考え方

新本庁舎の建設位置は、市民の利便性、安全性、経済性、まちづくりの視点等を総合的に考慮しながら判断していく必要があります。将来の人口減少、税収減等を見据えると、より効率的で効果的な行政経営が求められることから、市が所有する土地や施設の有効活用なども考慮することが重要となります。具体的な建設位置は、基本計画の策定段階で検討を行い、決定します。

6 新本庁舎建設の事業手法

公共施設の建設に係る事業手法は、従来方式に加え、近年、公民連携手法が取り入れられています。新本庁舎建設の事業手法については、基本計画の段階において、各事業手法の特徴を踏まえ、コスト、市の意向反映、事業期間、職員負担、リスク管理等の視点から検討を行い、決定します。

7 事業費の考え方

事業費は、木造、鉄筋コンクリート造、鉄骨造などの建物構造や耐震に関する構造手法によって変わります。社会情勢の変化等により変動する可能性もあることから、今後、基本計画の段階、設計の段階において求めていきます。

8 今後の取り組み

ひたちなか市第4次総合計画が2026（令和8）年度に始まることから、本基本構想の内容を第4次総合計画に位置付けていきます。また、2026（令和8）年度に基本計画に着手し、本庁舎が築60年を迎える2030（令和12）年度を目標に新本庁舎の建設に取り組んでいきます。

ひたちなか市新本庁舎建設基本構想（素案）へのご意見

＜ご意見＞ ※ご意見は、具体的にご記入ください。

頁	内 容

お名前 _____

＜提出いただいたご意見への対応＞

- 1 提出いただいたご意見は、ひたちなか市新本庁舎建設基本構想を策定する際の参考にさせていただきます。
- 2 提出いただいたご意見は、取りまとめの上、後日ご回答いたします。
- 3 令和7年4月末までに議会事務局へご提出をお願いします。

令和7年3月28日

ひたちなか市議会

議長 薄 井 宏 安 殿

総務生活委員会

委員長 井 坂 章

閉会中の継続調査申出書（案）

本委員会は、所管事務のうち次の事件について、閉会中の継続調査を要するものと決定したので、会議規則第111条の規定により申し出ます。

記

1 件 名

- （1）企画行政について
- （2）行財政改革について
- （3）税務行政について
- （4）市民生活行政について